

# 多重債務問題の これまでと現在

新連載

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

## 「サラ金地獄」から 貸金業法等の大改正へ

多額の借金を抱えて返済に苦しむ多重債務者の状況は、従前「サラ金地獄」と呼ばれ大きな社会問題となっていました。日本弁護士連合会が行ってきた「破産事件及び個人再生事件記録調査」によると、自己破産に至る主な原因は、生活苦・低所得、病気・医療費、失業・転職、給与の減少、生活用品の購入、教育資金が常に約5割から6割を占め、広い意味での経済困難が負債の大きな原因であることが明らかにされました。特に、当時サラ金と呼ばれていた消費者金融が行った、①利息制限法を超える高金利での貸付け、②借り手の返済能力を無視した過剰な融資、③返済が滞った債務者への厳しい取立てといふいわゆる「サラ金三悪」は、多重債務を生み出す制度上の構造的な要因とされ、法制度の改善が求められました。

消費生活相談の現場でも、問題の深刻さと構造的な要因が広く認識されるに至り、2006年12月13日、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。貸金業規制法（貸金業法と名称変更）、出資法、利息制限法を改正し、法規制のあり方を抜本的に変える大改正が実現しました。改正の要点は、次のとおりです。

### 1. 金利規制の強化

改正前、有効な利息の上限を定める利息制限法の制限金利（年15～20%）と、処罰の対象となる出資法の上限金利（年29.2%）の間には乖離があり、「グレーゾーン金利」と呼ばれていました。改正法は出資法の上限金利を年20%に引

き下げ、残る利息制限法との差の部分は行政処分の対象としました。一定の要件を満たすと本来無効な金利の支払いが有効とみなされる「みなし弁済規定」も廃止され、グレーゾーン金利が撤廃されました。

### 2. 過剰融資の規制強化

「指定信用情報機関」が創設され、原則すべての個人向け貸付けは、同機関に全件登録されることになりました。そのうえで、貸金業法の適用を受ける貸金業者は、他の貸金業者とあわせて、年収の3分の1を超える額の貸付けが原則として禁止されました（貸金業法による「総量規制」）。

### 3. 貸金業者の業務の適正化

参入条件を厳格化、日本貸金業協会の調査・監督権限の強化を行うとともに、取立て規制の強化等の行為規制を強化し、行政による監督が強化されました。これらに加え、出資法の上限金利を超えて貸付けを行うヤミ金融に対する罰則が強化され、相談窓口の拡充やセーフティネット貸付けの提供などの多重債務問題改善プログラムが開始されました。

全国の地方裁判所への個人の自己破産の新受件数は、2003年度の242,357件をピークに減少を続け、ここ10年は、6万件台～7万件台で推移しており、法改正による効果を示しています。

## 改正法の課題

年15%から年20%という金利は、決して少ない負担ではありません。特にリボ払いを長期間利用すると負担が大きくなります。現在の金利規制についても更に検討の必要があります。

貸金業者に適用される総量規制は、銀行には

適用されません。ただ、多くの銀行は、他行及び貸金業者とあわせて、年収の2分の1を超える貸付はしないとの自主規制をしています。しかし、実際の相談事例をみると、年収の3分の1、2分の1を大幅に超える負債を抱えるケースが少なくありません。借入申込みから貸付実行までをスマホで決済する場合、貸付実行から信用情報登録までのタイムラグを利用して、年収の3分の1または2分の1を超える貸付けが容易に行われてしまうケースもあります。貸金業者の総量規制、銀行の自主規制が潜脱<sup>せんだつ</sup>される事案を防止する対策が必要です。

## 多重債務をめぐる最近の問題

### 1. キャッシュレス決済

キャッシュレス決済が普及しています。これには、事前にチャージし、またはカードを買っておくプリペイド式の「前払い」、銀行口座等からの資金移動で直ちに支払う「即時払い」、クレジットカード(以下、カード)等による「後払い」があります。便利な反面、よく管理しないと、収支の全体像が把握しにくくなる危険があります。特に、電子マネーをカードなどと紐<sup>ひも</sup>付けて利用代金を後払いするポストペイや、後払いで商品を購入して通話料と合算して支払う携帯電話のキャリア決済は、債務負担の意識が弱いと、支払困難につながる危険性があります。

債務整理を行う際には、相談者がどのようなキャッシュレス決済を利用しているかを確認し、後払いの商品購入未払いへの対応を検討する必要があります。例えば、携帯電話の機種代金の割賦払いや、キャリア決済による買物代金の未払いがある場合、これらを債務整理の対象とすると、通話が止められる可能性があります。請求を切り分けて、通話料のみを支払い、機種代金、キャリア決済は支払停止として債務整理ができる場合もありますが、請求の切り分けができない場合は、債務整理に入る前に、携帯電話を他社に切り替えるなどの対応が必要になります。

### 2. 悪質商法によるクレジット利用

詐欺的な取引、悪質商法にカードが利用される事例が増加しています。カード会社に対しては支払停止の抗弁で対抗することがありますが、カード会社に対して利用店舗または決済代行会社の開示を求めても、「照会したが分からなかった」と回答されることがあります。イシューア(カードの発行会社)とアクワイアラー(販売業者と加盟店契約を締結し、カードの利用環境を提供する会社)が別会社となるオフア取引が増加していることや、決済代行会社が関与することが増えていることなどから生ずる問題ですが、カード会社の加盟店管理義務が有名無実になっているとの指摘もあり、対策が必要です。

### 3. ファクタリング

ファクタリングと呼ばれる取引には「給与ファクタリング」と「事業者ファクタリング」がありますが、一般の消費者については「給与ファクタリング」が問題となります。これは、給与支給日前に給与を受け取る権利を事業者に譲り渡して金銭を得て、給与支払日を迎えた際に受け取った給与を当該事業者を支払う取引です。金融庁は、給与ファクタリングは「金銭の貸付け」に該当するとの判断を示しており、その手数料(債権額と買取金額の差額)が年利換算で利息制限法の利率(年15~20%)を超えるときは、制限超過部分は無効となります。また、手数料が、年利換算で年109.5%を超えるときは、貸金業法42条により、契約全体が無効となります。この場合、無効な契約に基づき利用者が受領した金員は、基本的には不法原因給付(民法708条)として、その返還義務も否定されるべきものと考えられます。

法律上、給与は労働者に対してのみ支払うべきものとされているので、ファクタリング取引を行う事業者が勤務先に対して請求することは本来できませんが、法律を守らずに勤務先に請求する危険を完全に排除することはできません。

### 4. 成年年齢の引下げ

2022年4月、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親の同意等がなくても契約ができ

るようになりました。

若者の多重債務相談では、家計管理の能力が十分でなく、返済能力が限られている場合があります。また、独立行政法人日本学生支援機構などから奨学金の貸与が続いている場合、自己破産をすると、以後の奨学金の貸与を受けられなくなる危険性があり、債務整理に支障を来すことがあります。

## 5. 大量広告事務所の問題

「借金減額診断」「借金減額シミュレーター」などと称するものがインターネット上にあふれています。債務者が簡単な質問項目に回答すると、「借金を大幅に減額または0にできる可能性がある」「状況に応じて、借金を減額できる可能性がある」などと診断され、「診断結果の詳細をお伝えするため」という名目で、債務者のメールアドレス、携帯電話番号などの個人情報の入力等が求められ、入力すると弁護士、司法書士から連絡があり、債務整理の委任に誘導されます。このような法律事務所や司法書士事務所には、大量の広告で債務整理の依頼者を集めているケースも多く、不適切な処理が横行しています。

「自己破産が相当と考えられる事案についても任意整理に誘導する」「ヤミ金融に対しても元本を支払う和解をする」「法テラスの利用が適切と考えられる事案でも、法テラスの利用をせず、高額な費用を取る」「債務者の支払う金額の内訳が不明」等々の事案が後を絶ちません。不適切な処理が明らかになったら、そのような弁護士、司法書士を解任したうえで、信頼できる弁護士、司法書士に委任をし直す場合がありますが、不適切な処理がなされていること自体に気づかなければ、対応は困難です。

## 6. 新たな加重債務－奨学金問題

学費が高騰する一方、家計が苦しい世帯が増えるなか、大学等で学ぶために貸与奨学金の利用者が増えており、現在、大学生等の約2人に1人が、何らかの貸与奨学金を利用し、その多くが日本学生支援機構の貸与奨学金を借りています。その返済の負担が、生活が苦しい人に追い打ちをかけ、結婚や出産、親元からの独立や仕事の

選択など利用者の人生の選択にも影響していることが、大きな社会問題となっています。

貸与奨学金は、将来の仕事や収入が分からないときに借りるため、もともと返済困難に陥る危険を内在していますが、返済困難に陥った場合の救済方法が十分でないため、救済を図るうえで障害となっています。日本学生支援機構の場合、返済困難者に対する返還期限の猶予、減額返還、返還免除等の救済制度がありますが、利用基準が現実を反映しているとは言い難く、利用期間の制限や、延滞があると利用が制限されるなど、救済の網から漏れる人が多くいます。

個人保証人を含めると、相談者が奨学金債務を抱えているケースは多く、制度内の救済制度や債務整理における留意点を知ることが不可欠です。

### 多くの困難を抱えた相談者

多重債務の背後に、幾重もの困難を抱えた相談者が増えていると感じます。病気や障害を抱えた方の場合、資料の準備だけでなく、苦しい現状に目を向けること自体が大きな苦痛となることがあります。複雑な家庭環境、ハラスメント、依存が存在する事案では、配慮と対応が求められます。生活苦を抱えた方の場合、生活保護等について最低限の知識があれば、生活再建により効果が期待できます。

限られた知識と能力で、相談者が抱える多様な問題に1人で対応することには限界があるため、その都度、関係各所に問い合わせ、助言を得ることが大切です。

### まとめに代えて

多重債務問題が複雑化するなか、知見を深め、相談者が抱えるさまざまな問題にも配慮した対応が求められています。他方、それは仕事の質を高めますが、相談担当者の負担が増加することをも意味します。相談者の状況に応じた寄り添った支援を充実させるため、知識面・精神面での相談担当者への現場における支援もまた、求められていると思います。